

○静岡市建築審査会条例

平成15年4月1日

条例第240号

改正 平成16年12月22日条例第98号

平成28年3月18日条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、静岡市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員7人をもって組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平28条例50・追加)

(招集)

第4条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに会議を招集しなければならない。

(1) 法に規定する同意（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第2項において準用する法第44条第2項の同意を含む。）を求められたとき。

(2) 法第94条第1項（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求があったとき。

(3) 市長から諮問があったとき。

(4) 委員の半数以上から付議すべき事項を示して招集の請求があったとき。

3 会長は、会議を招集する場合は、緊急やむを得ない場合を除き、開会の日前3日までに付議すべき事項及び期日を委員に通知しなければならない。

(平28条例50・旧第3条線下・一部改正)

(定足数)

第5条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(平28条例50・旧第4条線下)

(議決)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平28条例50・旧第5条線下)

(関係人の出席)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提供させ、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(平28条例50・旧第6条線下)

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会長又は委員の半数以上が必要があると認めるときは、秘密会とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(平28条例50・旧第7条線下)

(会議録)

第9条 会長は、会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び出席委員2人以上が署名しなければならない。

(平28条例50・旧第8条線下)

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、都市局において処理する。

(平16条例98・一部改正、平28条例50・旧第9条線下)

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平28条例50・旧第10条線下)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日条例第98号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日条例第50号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。